

教育基本法・衆議院特別委員会 審議録検討

審議日時 2006年6月5日(月) 午前10時～午後4時4分

1 自民党

【質問者】

(1) 鳩山邦夫委員

教育については国が責任を負うべしとの立場からの質問、現行教育基本法はアメリカに押しつけられたものとの立場から文科大臣に同意を求める質問、すぐれた日本の文明を理解させることを通じて国を愛する心や態度が生まれるとの観点の質問。

【気になった応答】

Q：「いかに日本人の考え方が無視されて、押しつけられてアメリカ型憲法ができあがっていったか・・・日本文明のすばらしい、いいものが全部魂を抜かれるような形で憲法が出来、教育基本法が出来た。」

A：(小坂文科相)

「押しつけであったから日本には合わないものができたかといえば必ずしもそうではないだろうと思います。・・・日本の精神というのはそれほどやわなものではなくて、現行の教育基本法の中でも、人格の完成を目指し、国家、社会の形成者としての真理と正義を愛し、個人の価値をたっとびというような、こういった記述の中に我々は読み取ってきたわけですね。・・・押しつけられたという気持ちで法律を見ますと守る気がなくなってしまいます。」

Q：「(政府の) 提案理由の説明が流行の部分しか書いていないんですよ。不易のもの(変えてはいけない価値のあるものとの意)が抜け落ちておったから、これで魂を入れ直そうという部分が抜け落ちているものですから、この提案理由説明を書いた役人がいたらぶん殴ってやりたい」

(2) 若宮健嗣委員

生涯学習についての質問、家庭教育について国の支援の在り方についての質問、教員の「質」の向上についての質問、

【気になった応答】

Q：「教員の質を確保、向上させる前には具体的にどのような施策を？」

A：(馳副大臣)

「例えば、教職大学院を設置してより専門的な中核となる教職員の人材を採用するべきではないかとか、また、教員免許更新制度・・・教員が常に不断の勉強、努力をして頂くようにすべきではないか、・・・教員評価、これは自己評価であつたり、また外部評価であつたり、こういうものが行われた上で、それが処遇に反映されても

良いのではないか。」

2 公明党

【質問者】 太田昭宏委員

前文の基本構造についての質問、教育の目標（法案 2 条）と中教審が教育の目標として盛り込むべき事項とした点との関係や「公共の精神」、「伝統を継承し」の文言についての質問。

【気になった応答】

- ・ 「公共の精神」について

（文科省生涯学習政策局長・田中参考人）

「公共の精神としては社会全体の利益のために尽くす精神」

「伝統というものは、・・・我が国の長い歴史を通じて培われ受け継がれてきた風俗、習慣、芸術といったようなこと」

3 民主党

【質問者】

（1） 牧義夫委員

法案の理念相互の関係についての質問、教育基本法「改正」に伴い再評価される歴史上の人物もいるのではないかと質問、法案に「態度」とあるのは、靖国問題で日本の間違った「態度」を指摘する中国につけ込まれると主張、10 代の人工妊娠中絶が増加していることと関連して、生命の大切さや宗教的情操を養うようにとの質問。

【気になった応答】

（「国と郷土を愛する態度」と「他国を尊重」との関係）

Q：「一つのセンテンスの中にこの国を愛する心と、それから他国を尊重する態度、これを一つにしてしまうというのは、どちらも私は大切な理念だと思いますけれども、あえて一緒にして、中和して薄めたいという風にしか思えない」

「我が国には、他国の国旗を燃やしたりあるいは大使館を襲撃したりするような、そんな恥ずべきことをする人はいないわけですから、とりたてて何もこんなこと（国と郷土を愛する心と他国の尊重の意）を同格、同列で並べる必要はない。」

（2） 横光克彦委員

「憲法が改正されたら、教育基本法もさらに変える」と小坂文科相が答弁したことについて、小泉首相が「数十年は改正の必要ないものにすべき」と言っていることと矛盾するとの質問、なぜ全部改正なのかという点の質問、現行教育基本法の評価についての質問、愛国心通知表について実態調査をすべきとの質問。

【気になった応答】

（全部改正とした理由について）

A：(小坂文科相)

「新たに加えるもの(理念)が非常に多いものですから、条文の追加という作業その他全体を見ると全部改正という手続きをとることが今後の法律をお読みななる方々にも一番分かり易く、国民の皆さんにも理解されやすい」

Q：「現行の教育基本法が・・・戦後 60 年我が国に果たしてきたこの功績、これは素直にお認めになりますね。」

A：(小坂文科相)

「現行法が戦後半世紀にわたる日本の発展に寄与したことは一度も否定しておりません。」

(愛国心通知表の実態調査について)

Q：「なんで実態調査しないんですか。国旗・国家法の際はすべて実態調査したんでしょう。」

A：(文科省初等中等教育局長・銭谷政府参考人)

「通知表におきましては、子どもの内心を調べ、国を愛する心を持っているかどうか評価するものではないと考えておりましてそのことにつきましては文部科学省で趣旨の徹底を図っておりますので、特に調査する必要はないと考えております。」

「行田市 の例で言いますと『我が国の歴史と政治及び国際社会での日本の役割に関心を持って意欲的に調べ、自国を愛し、世界の平和を願う自覚を持とうとする。』・・・この項目につきましては、自国を愛しているというその内心を評価するものではなくて、意欲的に関心を持って日本の役割や歴史、政治について調べているか、そういう意欲、関心、態度を評価するということはあるわけでございます。」

「行田市のお話では、意欲的に我が国の歴史や政治について調べたり、調査したり、意欲的な学習をしているかというその意欲、関心、態度について評価をしておいて、自国を愛する心を持っているかどうかという評価はしていないという返事でしたので、それで結構だと私どもは思っております。」

(3) 田嶋要委員

なぜわざわざ特別委員会を設けたのかについて質問、国民的な議論が必要との立場からの質問、調査会を開くべきとの質問、子どもの安全対策についての質問、日本の教育予算が他の国と比較して少ない(対GDP比で)との観点からの質問、教育委員会が不要であるとの質問。

【気になった応答】

Q：教育委員会の形骸化ということを指摘する声も多い

A：(小坂文科相)

「教育というのは中立性をもっていなければならないということから、時の首長が特定の政党又は組織の意思に基づいて行動

しようとしたときにそれをチェックするのが議会であり、またその議会との対立の中でそれをバランスを取っていくのは教育委員会の役割でございます。」

Q：(教員のこと)「せんだって、旭山動物園の関係者の方とお話をしておりまして、・・・飼育係の人に、それぞれの動物をどう見せていくかということに全部権限を任せて創意工夫を引き出したというようなお話を伺いました。・・・(学校の先生は)頑張っている人が多い中で、やはり、そうでない方とのいろいろな意味での違いをつけていくことが難しく、現場の方々にやる気を失っている方が大変多い」

A：(小坂文科相)

「一生懸命やっていたら先生と問題のある教員との悪平等ということについて・・・新しい教員評価システムの一層の改善、・・・教員免許の更新制の導入、こういったことによりまして、教員の質の向上をさらに図ってまいりたい。」

4 社民党

【質問者】 保坂展人委員

愛国心教育についての質問、道徳の教科化についての質問

【気になった応答】

Q：「愛国心教育の目標・・・愛国者を育成することになるのか」

A：(小坂文科相)

「愛国者という一つの型にはまった概念としての愛国者というものを画一的に生産しよう、こういう趣旨ではない。愛国者というのは、こういう場合にはこう反応して、こういう態度が常に表明されて、一つの型にはまったもの、これが愛国者であって、それを育成する、こういうものでは絶対はない。」

Q：「戦前の愛国心教育と政府が提出しているところの我が国と郷土を愛する態度を養う、この部分とどう違うのか。」

A：(安倍官房長官)

「委員は、いわば戦前と戦後、また我々がこの改正案の中で表現したものの違いは何か、こう指摘をしておられるわけですが、国を愛する気持ちということについては、果たしてその違いがあるかどうかということを私はここで申し上げることは出来ない」

5 共産党

【質問者】 石井郁子委員

現行法の成立過程から、現行法がアメリカから押しつけられたものではないこと、現行法の立法者意思から、教育の目標について法律で規定して国家が介入することは抑制的であるべきことに

ついて質問。

【気になった応答】

Q：「教育基本法は米国から押しつけられたものと思っているのですか、あるいは日本人の手によって作られたという認識であるのか。」

A：(小坂文科相)

「現行の教育基本法は、憲法に精神に沿った教育の根本理念を示すものとして日本政府の発意によって法案が作成をされ、そして帝国議会の審議を経て制定された、このことだけは明らかになっております。」

Q：国家による教育への関与の抑制という問題をどう考えるか。

A：(小坂文科相)

「法律によって定められたこういったことについて、それを、行政的な手続きに従って文部科学省として教育現場に対してその方向性を指示し、また、その法律の定めに従って行われた指導に基づいて各現場においてこれがなされるということ、これは、国による関与というよりは、法律に基づいた事柄の実行である」

6 国民新党

【質問者】 糸川正晃委員

生涯学習と社会教育の関係、社会教育を今後どう具体化するかという観点の質問、家庭及び地域住民との相互連携・協力をどう進めるかという質問、政治教育について国家・社会の形成者を育成する教育が必要だとの質問

7 若干のコメント

愛国心教育について、政府は「内心にわたる強制はしない」と言っているが、その実態は、伝統文化を尊重する態度を評価するのは内心にわたる強制ではないと予防線を張っているにすぎない。

その結果、「自国を愛し」という項目が明確に規定されている行田市の通知表も愛国心を評価するものではないので問題ないとされている。

つまり、通知表でこの程度のことを評価するのは今後も十分あり得るということである。

政府が他方で、「態度と内心は一体」と言ったり、「戦前の愛国心と与党案の定める国を愛する態度に違いはない。」(上記保坂質問への安倍回答)と言っていることからすれば、事実上、戦前のような内心にわたる愛国心教育がなされる危険は大きいと言わざるを得ない。

しかも、いったん法律で愛国心を教えることが目標として定められれば、「行政手続きに従って文科相が教育現場に指示・指導をすることは教育に対する国家の関与ではない」(上記石井質問に対する小坂回答)という立場からすれば、愛国心教育が、指示・指導によって学校現場で具体的に強制される恐れがある。このことだけ見ても、問題の大きい法案であることがはっきり

する。

2006 年 6 月 28 日
(弁護士 小林 善亮)